

特別企画

人権を哲学する

—二つの人権原理をめぐって—

講師：金泰明（きむ・てみよん）さん



大阪経済法科大学法学部教授

■ 日時 ■

2018年7月28日（土） 14：00～16：00

■ 会場 ■

早稲田大学早稲田キャンパス22号館502号室

定員：30名（申し込み制、定員になり次第、申し込み締め切り）

参加費：会員／学生無料、非会員1,000円（事前申し込み制）

参加申し込み・お問い合わせ

project@alce.jp

（言語文化教育研究学会 企画委員会）

お申し込み、入金方法等、詳細は
<http://alce.jp/monthly/>





金泰明 (きむ・てみょん) 氏プロフィール

1952年大阪市生まれ。在日韓国人政治犯を救援する家族・僑胞の会事務局長（1976～90）、在日韓国民主人権協議会共同代表（1990～95）を経て、明治学院大学大学院国際学研究科で竹田青嗣に師事して近代哲学と現象学を学ぶ。博士(国際学)。英国エセックス大学大学院人権理論実践コースで哲学・倫理学・政治学を学び、M.A.を取得。現在、大阪経済法科大学法学部教授。専攻は人権学（マイノリティの権利論、共生社会論）と法哲学。専門領域の研究のかたわら、2000年～10年まで、一橋大学で初級朝鮮語を教える。

【講演要旨】

自分とは異なる「他者」とどのように接し、どのように社会に包摂していくか。日本語にかぎらず、「ことば」の教育に携わる者にとって「多文化共生」の問題は避けて通ることのできない課題です。本講演は、共生社会のための根本原理としての「人権」概念について、そもそも「人権」とはどんな概念なのか、人権概念を形成した近代哲学の原理とその変遷を、講師に解説していただきます。

講師によれば、人権概念には「**価値的人権**」と「**ルール的人権**」の二つの原理があります。講師は、異なる価値の対立が問題となる現代において必要なのは、「ルール的人権」概念に基づいて、文化的属性や差異を捨象した人格として平等な市民が、意見や主張の違いを議論や相互承認によって克服し、合意によって共通の意志を形成することだとしています。外国人労働者や留学生の受け入れの最前線で仕事をする我々言語教育者にとって、「自由の相互承認」と「**共通了解の成立**」を「人権」のキーワードにおいて論じる共生社会論の視点が必要だという問題意識から本講演を企画しました。

講師が在日韓国人2世として、差別と闘いながら20年間、人権活動家として「実践」を重ねた先に行きついた、誰もが「自由」に生きるための社会構想の原理としての人権思想を、言語教育や多文化共生の活動に携わる皆さまと考えたいと思います。本講演はアカデミックな哲学・政治思想のみでなく、講師の「ことば」をめぐる人生のエピソードを交えながら進みます。14歳で来日して日本語の読み書きができないまま過ごし、老境に入ってから夜間中学で日本語を学んだ講師の母。日本で生まれ育ち、民族主義に目覚め、アイデンティティ確立のために朝鮮語の学習に明け暮れた講師の青年時代。大学で朝鮮語の教師をしながら哲学の研究に打ち込んだ壮年期。「ことば」を学び、教えることは、生きることそのものであるという視点から、「人権」を哲学します。ぜひご参加下さい。（企画者：稲垣みどり）

【参考文献】

金泰明（2006）『共生社会のための二つの人権論』トランスビュー

金泰明（2014）『人権は二つの顔をもつ』トランスビュー